

実務従事に関する証明書
(国家資格キャリアコンサルタント登録更新申請用)

1. 更新申請者

フリガナ		キャリアコンサルタント登録番号
氏名		

※1級キャリアコンサルティング技能士による実務指導を受けた時間数と合計で10時間以内に限り技能の維持を図るための講習が免除されます。

2. 実務従事の証明内容

				実務従事時間数合計	時間	分
1	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
2	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
3	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
4	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
5	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
6	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
7	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
8	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
9	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
10	年月日	年 月 日	時間数	時間	分	
	相談者の属性：		キャリアコンサルティングの概要：			
会社確認欄 ：会社名・住所				記入者役職：		
				記入者氏名：		
				印		

【注意事項】

- (1) キャリアコンサルティングによる支援対象者（相談者）は労働者（15歳以上）であること。
- (2) 相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。
- (3) キャリアコンサルティングが一對一で行われるもの、又はこれに準ずるもの（6名以下のグループワークの運営等）であること（事実を伝えるだけの情報提供に止まるもの、授業・訓練の運営そのもの等は含みません）。
- (4) 計上する時間は、相談を行った時間のみを計上し、記録作成等の時間は計上しないこと。
- (5) 相談者の属性には、相談者の個人情報に記載しないこと。
- (6) 当該会社でのキャリアコンサルティングが複数年度にわたる場合は、年度ごとに1枚とすること（一証明書内で年度をこえないようにすること）。
- (7) 複数の会社においてキャリアコンサルティングを行った場合は、会社ごとに作成すること。